○職員の再任用に関する条例

平成１８年１２月２７日

条例第９号

改正　平成22年11月30日　条例第6号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項、同条第２項及び第３項（法第２８条の５第２項及び第２８条の６第３項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成１１年法律第１０７号）附則第５条及び第６条の規定に基づき、職員の再任用（法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずるもの）

第２条　法第２８条の４第１項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第２８条の２第１項の規定により退職した者又は法第２８条の３の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

（１）　２５年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの

（２）　前号に該当する者として再任用されたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第３条　再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

２　組合長は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第４条　再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日以前でなければならない。

附　則

この条例は、平成１９年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第６号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。